

第1部

総論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の背景と課題





第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

総合計画は、私たちのまち潮来市（以降「本市」とします。）の長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるものです。

また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像の実現に向け、市民の皆さんとともに取り組んでいく指針ともなるものです。

私たちを取り巻く社会環境は、経済の長期低迷、少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来など、様々な分野で大きく変化しています。また、地方分権の進展により、これまでのような画一的なまちづくりではなく、地域の特色を活かしたまちづくりが求められるようになっていきます。さらに、市民の社会参加意識の高まりに伴い、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことが一層必要とされる時代となっています。

こうした時代の変化に対応しつつ、これまで地域で育ててきた本市の地域資源を活かし、市民と行政が一体となって、より魅力あるまちづくりを進めていくため「潮来市第6次総合計画」（以降「本計画」とします。）を策定します。



庁舎

第2節 計画の位置づけと役割

地方自治法第2条で市町村に策定が義務付けられている基本構想を含む本計画は、市政の最上位計画として位置づけられます。

また、本計画で掲げる内容は、次の6つの役割と性格を担う計画とします。

1 まちづくりの最上位としての計画

本計画は、第5次総合計画を発展的に継承・包含するとともに、各種個別計画の指針となるものです。まちづくりの最上位に位置づけられる計画であるとともに、国や県に対して本市の基本的な考え方を発信する役割を持った計画です。

2 潮来市らしさ（独自性）を活かす計画

本計画は、水郷としての知名度をはじめ、成田空港からのアクセス、東京、千葉方面からの玄関口といった立地特性、東関東自動車道から広がる田園のパノラマの眺望など、本市ならではの地域特性を活かし、内外に誇れるまちづくりを進める計画です。

3 地域戦略・地域間協力を図る計画

本計画は、少子高齢化の進行による生産年齢世代の減少など、人口構造的課題からくる財政規模の縮小、それと相反する形で顕在化してくる行政ニーズの多様化・増大などの課題に対して、地域間競争を生き抜くための戦略的な役割を担う一方、市民の生活・行動範囲が拡大し、近隣との関係が深まっていることを受けて、可能な限り、広域、近隣自治体との協力や共生を図るための計画です。

4 安心・安全なまちづくりを推進する計画

本計画は、市民の生命及び財産を守り、健やかに安心して暮らしていける環境づくりを重視し、市民が「潮来市に住んでよかった」、「これからも暮らしていきたい」と感じることのできる安心で安全なまちの実現に向けた計画です。

5 市民・民間活動との連携・協働につなげる計画

本計画は、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、その参画方法や活動方法、役割分担のあり方など、市民と行政の協働を促す計画です。

6 計画的・効率的な行財政運営の指針としての計画

本計画は、本市のまちづくりを長期的な展望に立った計画的・効率的な行財政運営の指針を示す計画でもあります。

計画策定後は、行政評価[※]の視点から事業の検証が可能な計画づくりを進めます。

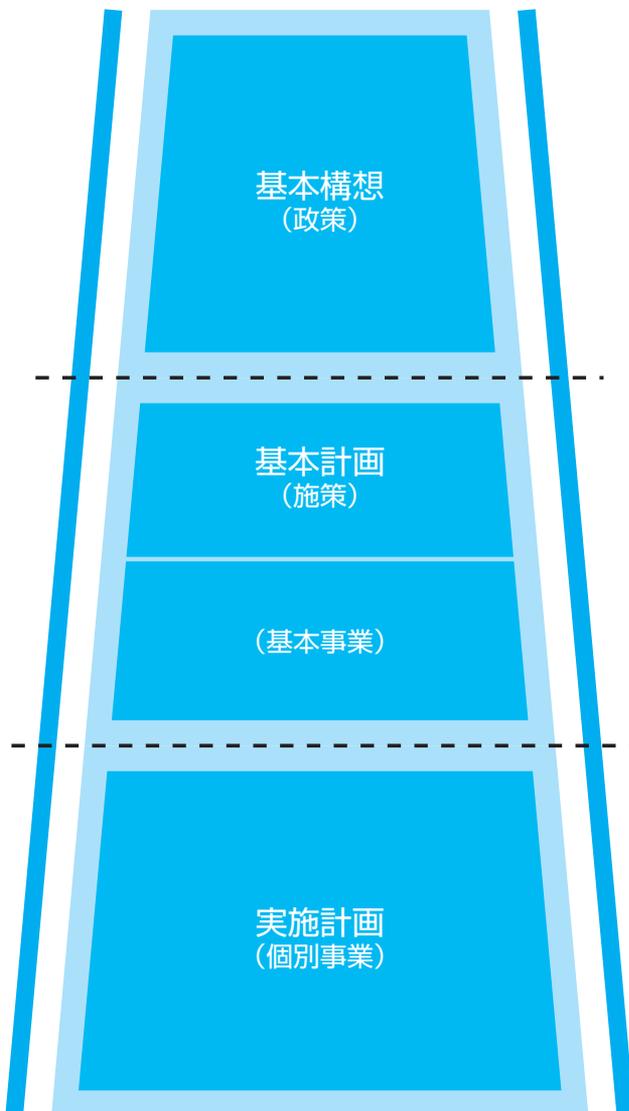
※行政評価：

行政が市民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標を立てて取り組み、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図るしくみ。

第3節 計画の構成と目標年次

本計画は次のような構成，期間で構成されています。

1 計画の構成



◆基本構想

○まちづくりの柱 (=政策) を定めます。

基本構想では，まちの「目指す姿」を明らかにしたうえで，その実現に向けた大綱となる「基本目標」と「施策体系」を示します。

基本構想の期間は，平成21（2009）年度を初年度に平成30（2018）年度までの10年間とします。

◆基本計画

○施策を実現する事業を取りまとめます。

基本構想で定めた政策大綱に基づく「施策」と，その具体的な「基本事業」を示します。

なお，平成25（2013）年度にそれまでの社会動向等を勘案した見直しを行い，後期基本計画（平成26～30年度）を策定します。

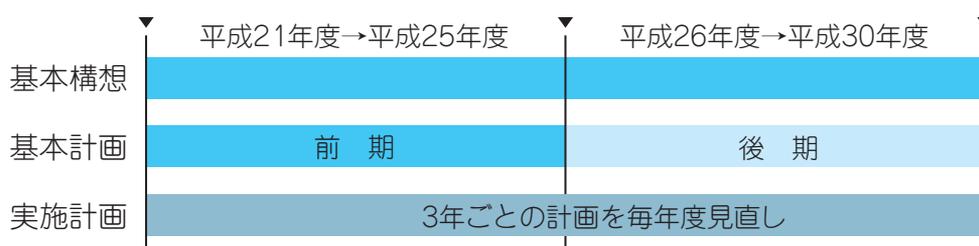
◆実施計画

○目標達成の具体的な手段として取り組みます。

基本計画に基づき「実施計画」を別途策定します。

実施計画は3年ごとの計画を毎年度見直し，財政状況等を勘案しつつ目標達成に向けて着実に取り組みます。

2 計画の期間



第2章 計画の背景と課題

ITAKO CITY

第1節 潮来市の特性

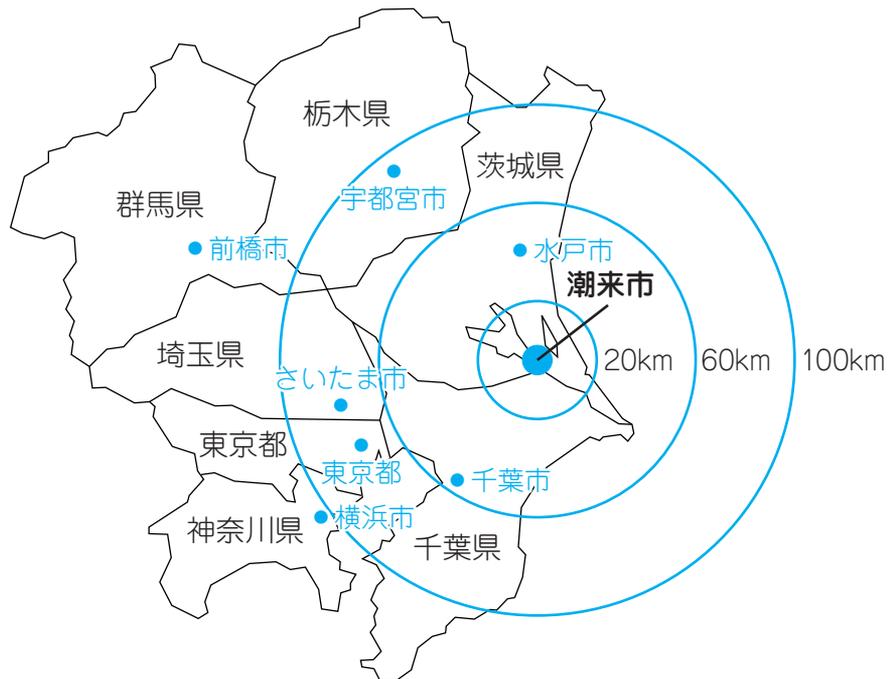
1 位置・地勢

本市は、茨城県の東南部、千葉県との県境に位置し、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に面しています。

総面積6,835ha、東西が約12km、南北が約13kmの形状で、海拔約30～40mの行方台地が南北に連なり、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯉川などに面し、水辺に囲まれた水郷地帯となっています。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬穏やかな海洋性の気候です。本市は、水戸市及び千葉市から約50km、東京からは約80kmの距離にあります。幹線道路として東西方向に国道51号が通じ、南北方向に県道大賀延方線及び中央台地を縦貫する県道矢幡潮来線がいずれも国道51号に連結しています。また、行方台地を縦貫し、県央地域を結ぶ主要地方道水戸神栖線（一部水郷有料道路）が国道51号に直結しており、鹿島臨海工業地帯への重要な幹線道路となっています。さらに、昭和62年11月に東関東自動車道潮来インターチェンジ（IC）が開通し、千葉県及び東京都との連絡性が強まりました。今後は、東関東自動車道の延伸及び茨城空港の開港により、北関東との結びつきもさらに強まるものとみられます。

図表 本市の位置・地勢



2 沿革

明治4年の廃藩置県によって現在の茨城県内に15の県ができ、水戸藩から新治県の所管となりました。明治8年には、茨城県、新治県と千葉県の一部が統合されて茨城県ができ、同11年には行方郡となりました。

さらに、明治22年の市町村制施行により、潮来町、津知村、延方村、大生原村、香澄村、八代村が成立しました。

その後、農地改革、戦後の経済復興を経て、昭和28年の町村合併促進法に基づき、昭和30年に潮来町、津知村、延方村、大生原村の1町3村が合併して潮来町が誕生し、香澄村、八代村の両村が合併して牛堀町となりました。

そして、平成13年4月1日、潮来町と牛堀町が合併し市制を施行し、「潮来市」が誕生しました。

図表 本市の沿革



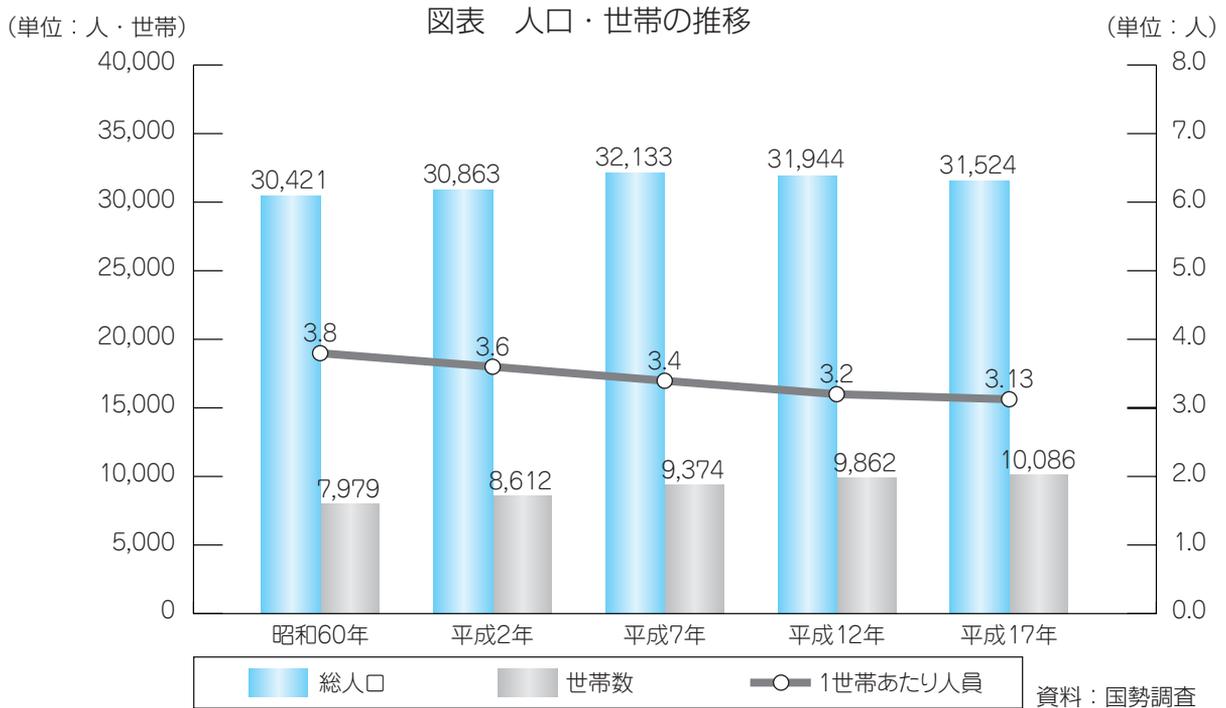
3 人口・世帯の動向

人口の減少，少子高齢化が進んでいます。

本市の人口は，平成7年以降減少傾向が続いており，平成17(2005)年の総人口は31,524人となっています。

年齢3区分別人口構成比をみると，年少人口（0～14歳），生産年齢人口（15～64歳）は減少，高齢者人口（65歳以上）は増加しており，少子高齢化が進んでいます。また，本市の高齢化率は，平成17年に20.4%となっています。

一方，世帯数は増加しており，平成17年に10,000世帯を上回り，10,086世帯，一世帯当たり人員は3.13人です。世帯数自体は変化していないものの，一世帯当たり人員は，ここ10年間（平成7年～平成17年）で3.4人から減少となっており，小家族化が進んでいることがわかります。



図表 人口の推移（3区分）

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 30,421 | 30,863 | 32,133 | 31,944 | 31,524 |
| 年少人口 | 7,103 | 6,149 | 5,823 | 5,195 | 4,496 |
| 生産年齢人口 | 20,245 | 20,759 | 21,731 | 21,232 | 20,594 |
| 老年人口 | 3,073 | 3,955 | 4,579 | 5,517 | 6,434 |

資料：国勢調査

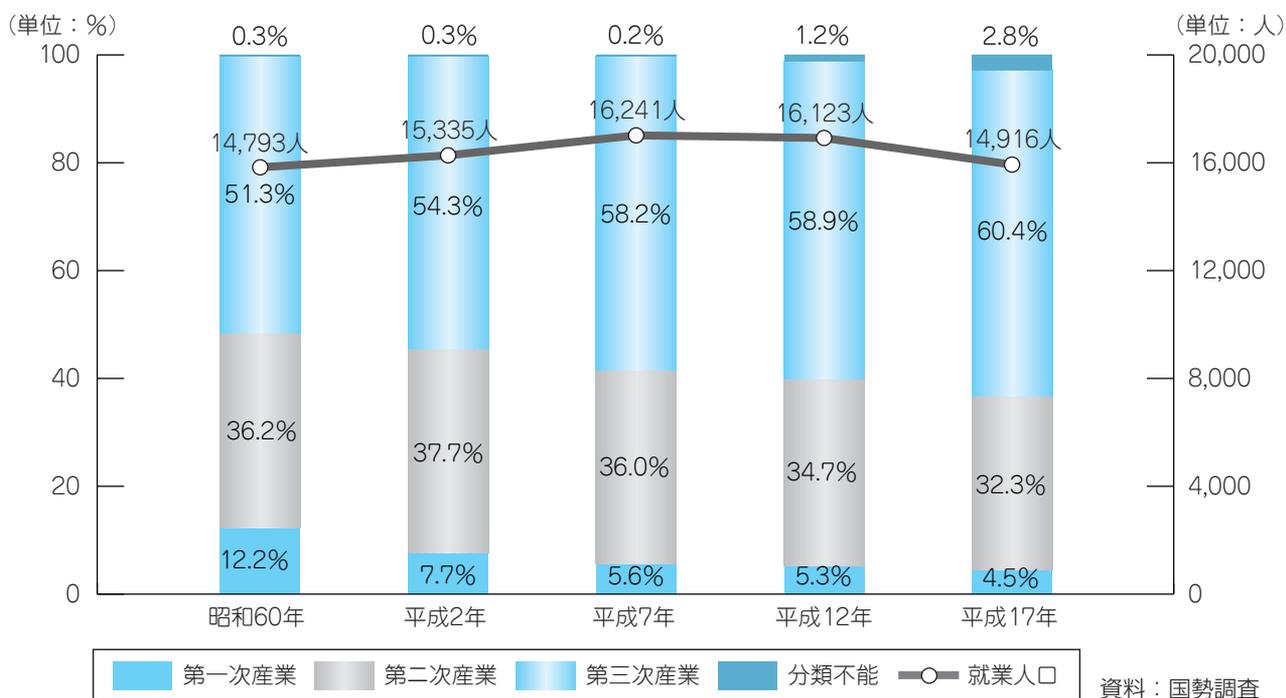
4 産業の動向

就業人口は減少に転じ、産業は第3次産業が多くなっています。

本市の就業人口は、昭和60年から平成7年までは緩やかに増加してきましたが、平成12年から減少に転じています。

また、平成17年における国勢調査による産業従事者別人口により本市の産業構造をみると、第1次産業が4.5%、第2次産業が32.3%、第3次産業が60.4%となっています。第1次産業、第2次産業の就業者は、減少傾向にあり、第3次産業の割合が増加しています。

図表 産業構造・就業人口の推移



図表 産業別就業人口の推移

(単位：人)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 14,793 | 15,335 | 16,241 | 16,123 | 14,916 |
| 第1次産業 | 1,805 | 1,183 | 910 | 851 | 665 |
| 第2次産業 | 5,361 | 5,779 | 5,854 | 5,588 | 4,825 |
| 第3次産業 | 7,590 | 8,329 | 9,450 | 9,492 | 9,014 |
| 分類不能 | 37 | 44 | 27 | 192 | 412 |

資料：国勢調査

第2節 時代潮流と求められる取り組み

1 時代潮流と求められる取り組み

21世紀を迎え、社会・経済情勢は大きな変革の時期を迎えています。本市においては、こうした時代の流れを的確にとらえ、まちづくりの明確なビジョンを持ち、時代の変化に速やかに対応していくために、次のような点に着目する必要があります。

(1) 少子高齢化社会に応じた地域政策

わが国は、世界でも類をみないほど少子高齢化が急速に進み、その結果、わが国の人口は平成17年にはじめて減少に転じ、いよいよ人口減少時代に突入したといえます。

さらに、家族のあり方も多様化し、核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 環境との共生を前提とした地域の発展

『21世紀は環境の世紀』と呼ばれるように、地球温暖化防止や資源循環型社会といった環境共生型社会[※]の実現は、国全体に課された重要課題となっており、大企業から個人に至るまで、積極的な取り組みが求められています。

また、自然環境を保全・継承することは地球環境保全につながると同時に、地域発展の根幹であるという認識のもと、あらゆる分野において“環境との共生”を前提とした取り組みを展開していくことが必要です。

(3) 地域産業の活性化

経済全体が高度成長期から低成長・安定期を経て変革期に入った今日、それぞれの産業も大きな変革の中で活路を見出すよう、様々な努力をしています。

一方で、食料の安全性や事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点が競争力として重視されること、地域性を前面にだした商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性も見え始めています。

(4) 安心・安全に対する関心の高まり

世界各地で大規模な自然災害が多発している中で、国内でも岩手・宮城内陸地震等、大規模な自然災害が発生し、安全確保への意識が高まっています。

また、犯罪の増加や低年齢化、学校への不法侵入、食品の安全性の問題、さらには人の健康を脅かす感染症の発生等を背景に、安心・安全な地域づくりがこれまで以上に求められています。

※環境共生型社会：
健全な生態系を維持・回復しながら、持続発展が可能な社会経済活動を行う自然環境と調和した社会。

(5) 生活様式・価値観の多様化

高度経済成長期を経て得た物質的な充足感や生活水準の向上、情報化社会による情報量の増大などを背景に、物質的な豊かさの追求だけでなく、自然に対する価値の再評価や家族関係のあり方、地域社会の見直し、男女平等意識の高まりなど、これまでの価値観や生活様式が多様化してきています。

一方で、地域あるいは個人、企業間での競争による「格差」が顕著化する時代となっています。

(6) 情報化社会の進展

ICT※（情報通信技術）の発達により、地球的な規模で時間や距離の制約を受けずに情報のやりとりが可能になり、今までにない新しい関係や活動を生み出す等あらゆる社会経済活動に大きな変化をもたらされています。

しかし、一方では、情報リテラシー※の違いによる情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピューター犯罪等の新たな問題を生じさせています。

(7) 地方分権の進展

平成12年の地方分権一括法を契機として、“地域のことは地域が決める”という、本格的な地方自治の時代に入りました。

これからは、国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行していく能力、すなわち、自主・自立的な行政運営を行える政策立案能力・行政執行能力が強く求められ、多様な人材の発掘・育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上が必要となっています。

(8) 市民と行政の協働によるまちづくり

心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己表現の場としてもボランティア活動への関心が高まっています。平成10年の特定非営利活動促進法の成立により、NPO（民間非営利組織）※の社会的役割が法的にも認められ、各地でNPOがまちづくりの一翼を担うようになってきています。

今後は、まちづくりの過程や実践について、NPOや市民の参画を促進し、これまで行政が担ってきた分野での活動推進とともに、行政と市民をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業との協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

※ICT：

ICTとは、Information And Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、「Communication」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

※情報リテラシー：

情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能などをいう。

※NPO（民間非営利組織）：

Non Profit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たす団体として期待されている。

第3節 広域的な位置づけ

1 関連計画

(1) 新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」

(計画期間：平成18年度～平成22年度)

今後の県の将来像として「活力あるいばらき」「住みよいいばらき」「人が輝くいばらき」の3つの目標を掲げ、取り組みを進めています。

さらに地域計画として、本市の位置する鹿行地域の施策の方向性を、「国際競争力のある工業地帯の形成と快適で質の高い居住環境の整備」、「首都圏の多様なニーズに応える食料供給基地の形成」、「自然環境とスポーツを活かした観光レクリエーション地域の形成」としています。

(2) 第四次鹿行地方広域市町村圏計画（後期計画）

(計画期間：平成20年度～平成23年度)

広域市町村圏計画は、潮来市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市の5市で構成された鹿行地域の計画であり、平成20年度を初年度とし、平成23年度を目標とした4年間を計画期間としています。

この計画では「優、裕、遊、友の融合した圏域づくり」という理念に基づき、「人が輝くフレッシュ鹿行」を将来像とした広域的観点からの行政推進を図っています。

2 鹿行地域及び周辺地域の主要プロジェクト

(1) 東関東自動車道の延伸

千葉県市川市を起点に潮来インターチェンジ（IC）まで供用されている東関東自動車道の延伸ルートとして潮来～水戸間の整備が計画され、全通時には、常磐自動車道のバイパス路線としても期待されています。

本市では、都市計画決定[※]を受けたことから、早期整備の実現に向けて、関係機関との協議を進め、延伸の早期実現を目指しています。

(2) 茨城空港の開港

茨城空港の開港にあわせて、空港へのアクセス道路の整備や連絡バスの確保などが進められているほか、航空貨物輸送や臨空型の特性を活かした企業誘致を図るために、県による空港テクノパーク[※]の整備が計画されています。

また、こうした整備によって、開港後は、新たな交流の可能性や地場産業への経済効果が期待されています。

[※]都市計画決定：
都市計画を一定の手続きにより決定すること。

[※]空港テクノパーク：
茨城空港東側隣接地において、市民の新たな就業の場としての雇用拡大を図るとともに優良企業の誘致による活発な経済活動の契機となるよう整備する、臨空型の産業団地。

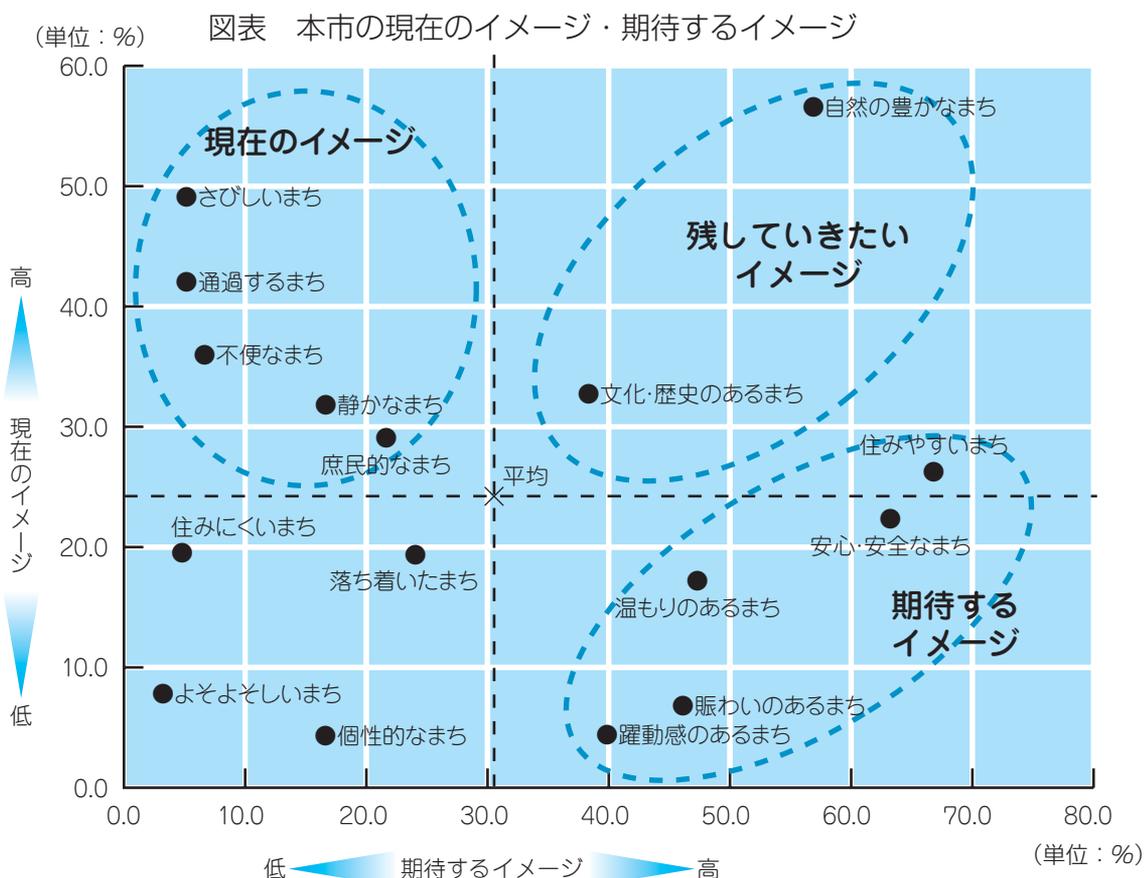
第4節 まちづくりへの市民意識

本計画策定にあたっては、「市民意識調査」を実施し、本市での暮らしやまちづくりについての意向、将来像などについて意見をうかがいました。

調査結果では、本市のイメージや分野ごとの市民意識として、以下のような意向がみられます。

1 本市のイメージ

市にある「自然」「文化・歴史」のイメージを残しながら、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」のあるまちへのイメージを変えていくことが望まれています。



「自然の豊かなまち」「文化・歴史のあるまち」は、これからも残していきたいまちのイメージとして高い割合を占めています。特に「自然の豊かなまち」は、全体で最も高い割合を占め、今後のまちづくりの中心となるイメージといえます。

一方で、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」といったイメージは、新しいまちづくりに対して期待するイメージとして高い割合を占めています。

2 分野ごとの市民意識

(1) 保健・医療・福祉

- ・ 少子高齢化などの社会的な背景から、保健・医療・福祉の施策・事業は、今後も重点的な取り組みが求められます。
- ・ 地域医療については、救急医療など医療体制の充実が求められています。

(2) 生活環境

- ・ 生活環境の向上は、利便性や安心・安全、環境への配慮など、幅広く関わる取り組みが求められます。
- ・ 本市の環境保全・環境美化に向けては、市民意識（モラル）の向上やリサイクル等の環境へ配慮した施策の推進、上下水道や道路整備など、施策や分野を横断した総合的な取り組みが必要です。

(3) 土地利用・基盤整備

- ・ 地域の暮らしや災害への備え、自然環境に配慮しながら、適正な土地利用・基盤整備が求められます。
- ・ 交通機関の確保や、身近な生活道路の整備に対する重要性が上位に挙がっています。

(4) 産業振興

- ・ 企業誘致や地場企業の活性化、雇用の創出が特に望まれています。
- ・ 商業の活性化による地域の魅力づくり、観光振興による地域の賑わいの創出といった暮らしの魅力や地域の賑わいを望まれています。

(5) 教育・文化

- ・ 福祉や地域づくり、産業振興といった他の政策分野との関わりも考えながら、総合的に取り組むことが求められます。

(6) 行財政

- ・ 広報などの情報提供に対する満足度は高くなっています。
- ・ 市民の要望や意見を反映した適正な行財政運営が求められています。

(7) まちづくり・市民協働

- ・ 市民との協働意識を醸成し、まちづくりやコミュニティ[※]の育成を進めていくことが重要です。

※コミュニティ：

一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。

3 まちづくり委員会の提言

「潮来市まちづくり委員会」は、本計画策定にあたって、市民と市職員から公募による60名で構成され、これまで行政主導で進めてきたまちづくりを、市民、地域、企業、団体等、本市で暮らし、活動するみんなの力でまちづくりを進めるための組織として、設置されました。

委員会では、「教育文化」「市民協働・福祉」「自然環境」「産業」の4つの分科会に別れ、市民の視点からまちの課題を抽出・整理し、分野別の検討を重ね、提言としてまとめました。各分野のまちの将来像と主な考え方は、次のとおりです。



市内タウンウォッチングの様子

第1分科会：教育文化分野

将来像 未来のあなたが輝くまち 智の郷・いたこ

○教育

- ・家庭、学校、地域が交流を深め、行政など関係機関と密接な連携をとりながら、地域の自然・歴史・文化を活かした教育を推進する。
- ・みんなが違って良いなど、個性尊重の教育を推進する。
- ・グローバルな感性を培う、国際化を視野に入れた教育を推進する。
- ・パソコンの計画的な配置や情報教育環境を整備するとともに、各学校や図書館と情報の共有化を推進する。

○生涯学習（文化・スポーツ）

- ・地域の特性である豊かな水資源などの自然環境、歴史・文化を活かした、郷土愛を培う学習を推進する。
- ・地域のスペシャリストの発掘と活用を推進する。
- ・「いきがい・健康・体力」をつくるため、生涯スポーツを推進する。

第2分科会：市民協働・福祉分野

将来像 いきいきと すんでうれしい 水郷いたこ

○市民協働

- ・まちづくりにおける市民の参加意識の醸成を図り、ボランティアグループ、NPO、行政や市民などの連携による“協働”のまちづくりを推進する。

○コミュニティ・交流

- ・地域のコミュニティの再生と、活性化を図り交流人口を増やす。

○福祉

- ・子どもを生み育てやすく、一人ひとりがいきいき生活できる福祉を推進する。

○保健・医療

- ・健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

○男女共同参画

- ・誰もがその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進する。

第3分科会：自然環境分野

将来像 人と資源がやさしくかかわる いたこ

○水・緑（自然環境）

- ・豊かな自然環境を大切にしたまちづくりを推進する。

○廃棄物・リサイクル

- ・地球環境に配慮した循環型社会のまちづくりを推進する。

第4分科会：産業分野

将来像 はな みず き 花・水・喜 ～水と花と人とのハーモニー～

○農業

- ・魅力ある農業の振興と農地の有効活用を推進する。

○商業

- ・賑わいを生む商業の振興を推進する。

○観光・交流人口

- ・交流人口[※]拡大の基盤づくりを推進し、地域の賑わいを創出する。

○土地利用・景観・企業誘致等

- ・やすらぎと活気が同居するまちづくりを推進する。



分科会ワークショップの様子

※交流人口：

通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として市外から入ってくる人のこと。本市では特に、行事・イベントや観光における主要施設における来街を訴求し、交流人口として拡大を進めることをいう。

第5節 主要課題の整理

1 本市における主要課題

(1) 少子高齢化への対応

平成17年の国勢調査によると、本市の高齢化率は20.4%となっており、年少人口も年々減少し続けています。少子高齢化がもたらす社会的影響として労働力不足による地域産業の停滞や社会保障費の増大、家族形態の変化や子どもの教育環境など様々な分野での影響が考えられ、こうした課題に対応したまちづくりを進める必要があります。

(2) 交流人口の増加、賑わいの創出

産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中、本市においては、企業誘致を進めるなど、産業の振興に取り組んでいます。産業の維持・発展のためには、企業誘致のほか、地域特性を活かした魅力ある産業振興が必要となっています。

また、活気にあふれ、賑わいのあるまちづくりを推進していくために、市内外の交流人口を増加させることも重要な課題となります。

(3) 豊かな水辺をはじめとする自然環境の保全

水郷としての水辺や緑といった豊かな自然環境は、本市が誇る地域資源のひとつです。

一方で、本市の自然環境は、水質の悪化や不法投棄などの問題にも直面しており、総合的に環境保全に取り組む必要があります。

また、本市の美しい自然環境を守るために、市民自ら環境にやさしい活動を推進していくことも重要な課題となっています。

(4) 安心・安全な地域づくり

本市では、近年、大きな災害による被害がほとんどなく、人口あたりの犯罪件数が少ない反面、市民の防災・防犯に対する意識の低下が懸念されています。そのため、市民の生命と財産を地域全体で守るための体制強化が必要です。

また、市民の多くは現在の医療体制に不安を感じており、安心できる医療体制の充実が求められています。

さらに、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が安心して暮らし続けていくために、それぞれの特性に応じた支援を地域全体で進めていく必要があります。

(5) 「地域力」の強化

本市は、昔ながらのコミュニティを基盤としたお祭りやイベントなどが、現在も盛んに行われているなど、比較的コミュニティ意識が強い地域といえます。

しかしながら、生活様式や価値観が多様化する中で、一部では、コミュニティ意識の希薄化も進んでいるため、これからは、様々な地域の問題を地域住民の力で解決しようとする「地域力」を強化し、地域住民の創意工夫による主体的な取り組みが求められます。

(6) 行財政運営の健全化

本市の財政状況は、市税や地方交付税[※]の伸びが期待できない中で、厳しい財政運営を強いられていることから、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

また、市民に対し、市政の積極的な情報公開や幅広い広聴活動、地域活動への参加促進などにより、市民と行政がまちづくりの課題を共有し、協働による本市らしいまちづくりの手法を確立していくことがこれからの課題です。

※地方交付税：

地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保証する制度。